

東京外国語大学世界教養プログラム運営室設置要項

〔平成 24 年 2 月 15 日〕
規則 第 115 号

改正 平成 25 年 11 月 26 日規則第 53 号 平成 26 年 12 月 24 日規則第 59 号
平成 27 年 3 月 18 日規則第 4 号 平成 31 年 3 月 4 日規則第 81 号
令和 4 年 12 月 26 日規則第 114 号 令和 5 年 2 月 8 日言語文化学部規則第 3 号
令和 5 年 2 月 8 日国際社会学部規則第 3 号 令和 5 年 2 月 8 日国際日本学部規則第 3 号

（設置）

第 1 条 東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 49 号）第 2 条、東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 51 号）第 2 条及び東京外国語大学国際日本学部
に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 53 号）第 2 条に規定
する世界教養プログラムの運営を行うため、東京外国語大学に世界教養プログラム運営
室（以下、「運営室」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 運営室に運営室会議を置き、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が指名する学長補佐
- (2) 言語文化学部長
- (3) 国際社会学部長
- (4) 国際日本学部長
- (5) 言語文化学部副学部長
- (6) 国際社会学部副学部長
- (7) 国際日本学部副学部長
- (8) 第 6 条第 2 項に定める部会長
- (9) 次条に規定する運営室長が指名する G L I P 担当教員 1 名
- (10) 運営室長が指名する教職課程担当教員 1 名
- (11) 運営室長が指名する教養日本力科目担当教員 1 名
- (12) 運営室長が指名する基礎日本語科目担当教員 1 名
- (13) その他運営室長が認めた言語文化学部、国際社会学部又は国際日本学部の教員

（運営室長及び室長補佐）

第 3 条 運営室に運営室長を置き、前条第 1 号の者をもって充てる。

2 運営室に室長補佐を置き、前条第 5 号から第 7 号に定める副学部長のうちの 1 名を
もって充てる。

（室員の任期）

第 4 条 第 2 条第 9 号から第 13 号に定める室員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 室員に欠員を生じた場合における後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

（業務）

第 5 条 運営室は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 世界教養プログラムの教務、カリキュラム編成等の運営に関する事
- (2) 世界教養プログラムの企画、運営に関する事
- (3) 世界教養プログラムと専修プログラムの連携の基本的な方針に関する事
- (4) 世界教養プログラムの点検・評価に関する事
- (5) その他、学部教授会から付託された事項

(部会)

第6条 運営室に次に各号に定める部会を置く。

- (1) 基礎科目調整部会
- (2) 教養科目調整部会
- (3) 言語科目調整部会
- (4) 地域科目調整部会

2 前項各号に定める部会には部会長を置く。

3 その他部会の詳細については、別途定める。

(細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、世界教養プログラムの運営に必要なことは運営室長が定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この通則は、令和5年4月1日から施行する。